




全産連発第 181 号  
令和 3 年 2 月 16 日

各正会員  
会長・理事長 様  
安全衛生関連委員会 委員長 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
会長 永井 良

安全衛生委員会  
委員長 篠原 隆博



## 労働災害情報の提供について（第 12 報 累計 14 件目）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会では、令和元年 8 月 27 日付け全産連発第 249 号にてご連絡いたしました通り業界内の労働災害に関する報道情報を収集し、未然防止対策と併せて情報共有するための取り組みを行っております。

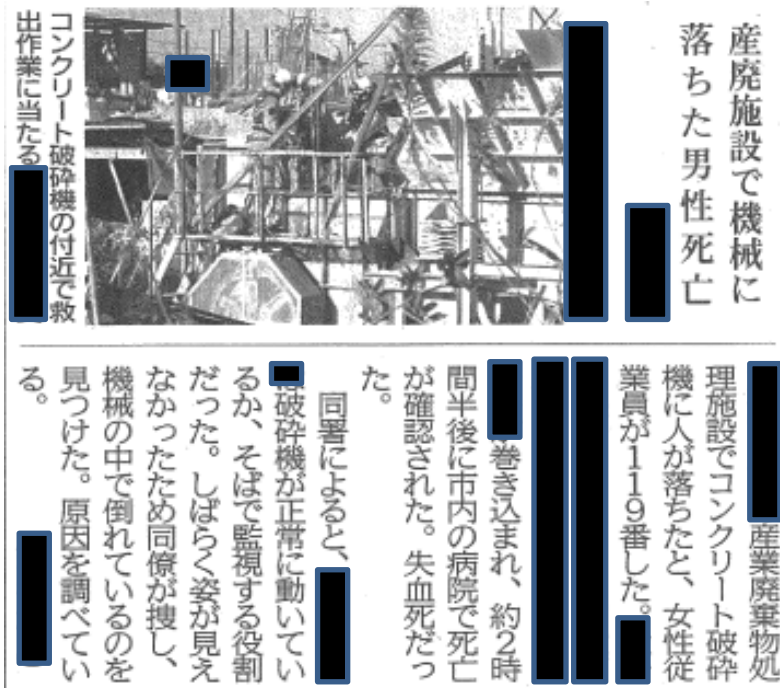
今般、正会員より地元紙に掲載された労働災害に関する報道資料の連絡がございましたので、参考となる類似事故とその対策情報等を併せて情報提供いたします。累計 14 件目となります。

つきましては、事業者の方がこうした情報を自社の安全衛生活動に活用できるよう正会員協会加盟の会員企業に対し情報提供いただく等、格段のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、労働災害情報の提供にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

【新聞記事】



※事故発生場所や時期等を特定されないよう黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	破砕機
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ
被害者数	死亡者数：1人

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- 回転部に巻き込まれるおそれのある箇所に近寄らないよう、作業者に徹底させること。
- 回転部に巻き込まれるおそれが想定される箇所には、覆い、囲い、あるいは巻き込み防止ブロック等を設けること。
- 危険源の近くには手が届く範囲に非常停止スイッチを備えること。
- 破袋機に、スクリュウの起動を知らせる警報を設けること
- 破袋機に、スクリュウの起動を知らせるブザー等の警報を設けるとともに、作業中にブザーが鳴った際は、直ちに退避することを作業者に徹底する。

## 【類似事故】

# 破袋機のスクリーュー羽根の修理中、 突然回転し始めたスクリーューに巻き 込まれて死亡



### 発生状況

この災害は、ゴミ処理施設内で、破袋機のスクリーューの羽根をアーク溶接で肉盛りする作業中に発生したものである。

この破袋機は、ゴミ処理施設内でゴミ袋等を効率的に破砕するために回転が逆向きの各2本のスクリーューを備えたY系列とZ系列が設置されていた。これらのスクリーューの回転により、破袋機のホッパーに投入されたゴミ袋が裂かれ、ほぐされながら焼却炉へと移動するようになっている。

災害発生当日、作業を請け負ったW社から現場代理人Aと作業員B～Dの4名が入場し、AとBがY系列、CとDがZ系列のスクリーューの羽根をアーク溶接で肉盛りする作業を行うことになった。作業は、1本のスクリーューの減肉箇所を肉盛りした後、1名が操作盤で担当の系列のスクリーューを寸動操作し、残りの1名が肉盛り状況を確認するという手順で順次行っていた。

作業を開始して3時間ほど経過したとき、Cがスクリーューの肉盛り状況を確認するため操作盤でZ系列の寸動操作をしたところ、突然、Y系列のスクリーューが回転し始め、Y系列の肉盛り作業をしていたBがスクリーューに巻き込まれた。

Cが操作盤でZ系列の寸動操作をしていたとき、誤って身体の一部がY系列の正転ボタンに触れたものであった。

操作盤でY系列とZ系列の操作ボタンは並んで配置されており、ボタンの形状はいずれも正転ボタンと逆転ボタンは突出型、停止ボタンは上半分に“ひさし”が設けられた半埋頭型、非常停止ボタンは外周力バーが設けられた埋頭型となっていた。なお、停止ボタンには鎖に繋がれた安全ピンが設けられており、これを差し込むと正転ボタンや逆転ボタンを押してもスクリーューは作動しない構造となっていたが、当日はたびたび寸動操作を行うことが予想されていたため、Aの判断でY系列、Z系列とも安全ピンを抜いた状態で作業を行っていた。

また、この破袋機は、通常、無人で運転されているため、スクリーューの起動を知らせるブザー等の警報は設けられていなかった。

### 原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 操作盤の起動スイッチが突出型の構造となっていたこと  
操作盤の正転ボタンと逆転ボタンの起動スイッチが突出型であったため、作業員Cが操作盤でZ系列のスクリーューの寸動操作をした際、誤って身体の一部が操作盤上に並んでいたY系列の正転ボタンに触れて、Y系列のスクリーューが回転し始めた。
- 2 操作盤の安全ピンを使用していなかったこと  
当日はたびたび寸動操作を行うことが予想されていたため、正転ボタンや逆転ボタンを押してもスクリーューが作動しない安全ピンを現場代理人Aの判断でY系列、Z系列とも抜いて作業を行っていた。
- 3 破袋機に、スクリーューの起動を知らせる警報が設けられていなかったこと  
破袋機に、スクリーューの起動を知らせるブザー等の警報が設けられていなかったため、作業員Bは、突然、スクリーューが回転し始めた際に逃げることができず、巻き込まれた。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）